

[事案 2020-221] 抗がん剤治療給付金支払請求

・令和3年4月12日 裁定終了

<事案の概要>

投与を受けた薬剤が、約款所定のものでないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、抗がん剤治療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

甲状腺乳頭がんの治療を目的としてホルモン治療を受けたため、平成26年2月に契約した終身がん保険にもとづき抗がん剤治療給付金を請求したところ、以前は支払われていたが、突然以後は支払わない旨の通知を受けた。しかし、以下等の理由により、抗がん剤治療給付金を支払ってほしい。

- (1) 診断書には抗がん剤・ホルモン療法である旨が記載され、医師からは、術後残ったがんの発育・抑制を目的に、ホルモン療法としてチラーヂンを投与すると説明されている。
- (2) これまではチラーヂンの投与を受けるたびに診断書を提出し、何度も、抗がん剤治療給付金が支払われていた。
- (3) コールセンターに長期支援給付金の支払可否を問い合わせたところ、調査が行われ、チラーヂンであることが判明したため、抗がん剤治療給付金が支払われなくなったが、コールセンターには抗がん剤治療給付金が支払われることを何度も確認している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に投与されたチラーヂンは、約款上、支払対象外の薬剤である。
- (2) 過去の誤払いによってチラーヂンが保障対象となることはない。
- (3) コールセンターの担当者は、チラーヂンが給付対象となるとは説明していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、チラーヂンは保障の対象となる約款所定の薬剤に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。